

令和7年度 第2回平生町地域公共交通協議会 次第

令和7年12月26日(金) 午前10時～
平生町役場 2号棟3階大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について【資料①②】

(2) 平生町公共ライドシェアシステム導入について【資料③】

(3) その他

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通計画に基づく事業)

資料①

令和7年12月26日

協議会名: 平生町地域公共交通協議会
 評価対象事業名: 地域間幹線系統確保維持事業

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
防長交通(株)	柳井駅前～光駅～徳山駅前	関係自治体と連携して利用し 易いダイヤ改正を実施した。 各イベントへの参加、バス乗り 方教室の開催、学生フリー乗 車券、小児運賃一律50円キャン ペーン等PRに取り組み利用 促進を図った。	A	計画通り事業は適切に実施 された。	A 輸送量・収支率ともに計画 値を上回り、15人/日は維 持された。(輸送量+19.5人 /日、収支率+11.8%) 公的資金投入額は計画値 を上回ったが、利用促進は 図られている。	引き続き、バス利用促進に繋 がるよう、ダイヤ改正等を行 い、関係市町と連携して利用し 易いバスを目指していく。 また、各イベントへの参加、バ ス乗り方教室の開催、学生フ リー乗車券、小児運賃一律50 円キャンペーン等PRを継続的 に努め、利用促進を図る。
	柳井駅前～イオン・平生～上関	利用者の利便性を向上させる ため、バスロケーションシステ ム活用について周知を図った。 交通ICカードシステムのPRなど を積極的に行い、利用促進に 努めた。	A	計画通り事業は適切に実施 された。	B 輸送量・収支率ともに計画 値を下回ったが、輸送量15 人/日は維持された。(収支 率△16.9%) 公的資金投入額は計画値 を上回った。	

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通計画に基づく事業)

令和7年12月26日

協議会名: 平生町地域公共交通協議会
評価対象事業名: 地域間幹線系統確保維持事業

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
防長交通(株)	ノンステップバス 28両導入 令和3年度導入分＝5両 令和4年度導入分＝5両 令和5年度導入分＝6両 令和6年度導入分＝6両 令和7年度導入分＝6両 ・柳井駅前～光駅～徳山駅前 ・防府駅前～新南陽駅～徳山駅前 ・柳井駅前～イオン・平生～上関 ・大島駅～周防久賀～町立橋医院前 ・大島駅～大島商船・大島庁舎前・沖浦～町立橋医院前 ・徳山駅前～中央線～下松駅北口 ・徳山駅前～徳山高校前・周南団地～下松駅北口 ・徳山駅前～高尾団地・久米温泉口～下松駅北口 ・徳山駅前～バイパス・記念病院・夢ヶ丘団地～ゆめプラザ熊毛 ・徳山駅前～新南陽駅・夢求の里～コアプラザかの ・徳山駅前～新南陽駅・ソレーネ・湯野～柚木河内 ・堀～中山～防府駅前 ・堀～和字～防府駅前 ・県庁前～西京橋～新山口駅 ・スポーツの森前～西京橋～新山口駅 ・宮野温泉～西京橋～新山口駅 ・道の駅仁保の郷～宮野温泉・西京橋・県庁～新山口駅 ・県庁前～西京橋・新山口駅・長浜～秋穂荘 ・県庁前～西京橋・リハビリ・権現堂橋・山手～新山口駅 ・新山口駅～大田～東萩駅前 ・新山口駅～十文字～秋芳洞 ・萩商工高校前～萩センター・東萩駅・越ヶ浜～奈古駅前	計画通りノンステップ型車両の導入が図れるよう努めた。	A 計画通り事業は適切に実施された。	A 令和7年9月末時点で、ノンステップ型車両比率が69.7%(124両)となった。	今後も引き続き、計画どおりノンステップバスの導入を進めていく。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和7年12月26日

協議会名:	平生町地域公共交通協議会
評価対象事業名:	地域間幹線系統確保維持事業
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	本町は、山口県の東南部、室津半島の西に位置し、大星山(標高438メートル)、箕山(標高400メートル)を中心とした丘陵地帯と、平生平野を中心とした平野部から成っています。気候は、年間を通じて雨の少ない瀬戸内海式気候に属しており、面積は全体で34.54平方キロメートル(令和4(2022)年調査)となっています。 平生町の地域公共交通は、路線バス、おでかけ支援サービス(移送サービス)、タクシー、福祉タクシー、渡船が担っています。 路線バスは、人口が集積している平生町役場周辺や沿岸部を中心に運行しており、一部丘陵地帯を除き、バス停半径500m内で概ねカバーされています。路線としては、柳井～上関間、柳井～徳山間、イオンタウン平生～大屋東(柳井市)間など、本町に関連する5路線の運行が行われ、車を運転できない高齢者等を中心に、買い物、通院等、日常生活に必要不可欠な交通として機能しています。 しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当町の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生しています。 このため、地域公共交通確保維持事業により、平生町に関連する路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要であります。

事業者名	防長交通株式会社
------	----------

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組実績(令和7年度)

協議会等名	申請 番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組		備考
						計画	取組実績	
平生町地域 公共交通協 議会	1	柳井駅前 徳山駅前	柳井駅 前	光駅	徳山駅	【取組内容及び実施時期】 全国相互利用可能なICカードシステムの利用促進・周知徹底 【実施主体】 防長交通(株) 【効果目標】 上記の取組により、バス利用者の移動利便の向上を図り、 収支率 を1%増加させる。	【取組実績】 交通系ICカードシステムの利用促進を行い、移動利便の向上を図った。 【取組効果】 上記の取り組んだ結果、申請番号1は、経常収益が3,496千円減少した為、収支率が51.1%(−8.9)に減少した。	【今後の 方向性】 より多くの 方に交通系 ICカードシ ステムをPR し、幅広く周 知を図る。
平生町地域 公共交通協 議会	2	柳井駅前 上関	柳井駅 前	イオン・ 平生	上関		【取組実績】 交通系ICカードシステムの利用促進を行い、移動利便の向上を図った。 【取組効果】 上記の取り組んだ結果、申請番号3は、経常収益が2,382千円減少した為、収支率が37.6%(−6.9)に減少した。	

[記載要領]

- この書類は、生活交通確保維持改善計画(地域間幹線系統確保維持計画を含む。以下同じ。)の策定主体である都道府県協議会等と協議の上、作成すること。
- 各欄は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)に係る内容を運行系統ごとに記載すること。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載すること。
- 計画欄には、生活交通確保維持改善計画(地域間幹線系統確保維持計画を含む)に記載した補助対象期間に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項を、取組実績には、計画に対応した補助対象期間の実績をそれぞれ記載すること。
- 備考欄には、今後の対応の方向性等特記すべき事項について記載すること。

令和7年度 地域公共交通確保維持改善事業 事業評価

平生町地域公共交通協議会 地域公共交通計画（地域間幹線系統）の概要

資料②

協議会の構成員

・平生町 ・防長交通株(株) ・柳井警察署平生幹部交番 ・山口大学大学院 榊原弘之 ・中国運輸局山口運輸支局 ・山口県観光スポーツ文化政策課 他

協議会の開催状況

2回（うち書面審議1回）

【事業の目的・必要性】

平生町の地域公共交通は、路線バス、おでかけ支援サービス（移送サービス）、タクシー、福祉タクシー、渡船が担っている。路線バスは、人口が集積している平生町役場周辺や沿岸部を中心に運行しており、一部丘陵地帯を除き、バス停半径500m内で概ねカバーされている。路線としては、柳井～上関間、柳井～徳山間、イオンタウン平生～大屋東（柳井市）間など、本町に関連する5路線の運行が行われ、車を運転できない高齢者等を中心に、買い物、通院等、日常生活に必要不可欠な交通として機能している。しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当町の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。このため、地域公共交通確保維持事業により、平生町に関連する路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

【事業の区域】

・平生町全域

【事業の目標と効果】

- ・生活交通路線を維持していくため、関係市町と連携し、地域住民のニーズに沿ったダイヤ設定や利用実態に即した効率的なダイヤ編成をすることで、利便性の向上及び経常収支率の改善を図る。
- ・路線バスの収支率については、極端に非効率な運行となっている系統は、減便や系統の統合・廃止、車両のダウンサイジング等の可能性について、交通事業者とともに検討し、運行を見直し効率化を図ることで、「現況値（R4年度）41%」から計画最終年（R10年度）には「目標値：42%」への向上を目指す。また、生産性向上の取組一覧にも示すとおり、地域間幹線（路線バス）において令和6年度実績値から1%以上の改善を達成することで収支率の改善を目指す。
- ・路線バスの利用者数については、地域公共交通を利用していない人への情報発信を行うことやバス停における待合環境の整備をすることで、R8年度期間中の利便性向上を促し「現況値（R4年度）259,000人」から計画最終年（R10年度）には「目標値：261,000人」への向上を目指す。
- ・補助路線における公的資金投入額について、人口減少や運行経費の上昇などにより交通事業における収支の悪化が見込まれるなか、地域間幹線（路線バス）については地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用することで財政負担の抑制を目指し計画最終目標達成を目指す。
- ・老朽車両の代替として、超低床ノンステップバスを予定しており、令和7年度9月末までに75%以上（134両）とする。
- ・地域間幹線バス系統を維持することにより、自家用車を運転できない高齢者等が、移動手段がないことや、費用負担が大きいことを理由に外出控えが生じないよう、生活移動に必要な移動手段を確保させる。また、今後も続く人口減少や少子高齢化を見据え、将来にわたり持続可能な移動手段を確保するため、広域的・幹線の系統と地域的・支線の系統の統合等により、効率的な地域交通網が形成され、町民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。定量的な事業目標を導入することにより、バス利用者の増加と効率的な運行を促進し、地域のサービス水準を維持・向上することが期待できる。

平生町	令和7年度分	
事業者数	系統数	車両減価償却費 車両数
1	2	4（2）

*車両減価償却費車両数の（ ）は、当該年度に購入した車両数（内数）

この1年間の 利用者・地域住民の意見の反映

○利用者等代表が参画する平生町地域公共交通協議会を開催し協議を行い、意見については、今後事業者、関係者と連携し対応する。

<意見>

- ・交通空白地域解消に向けた取り組みの検討
- ・電車との接続に配慮したダイヤ改正の検討
- ・小学校の通学に配慮したダイヤ改正の検討

事業の適切性

- 計画通り事業は適切に実施された

目標・効果達成状況

- 2系統のうち1系統において輸送量・収支率ともに計画値を下回ったが、2系統とも輸送量15人／日は維持された。
- 車両購入については、計画に沿った低床車両の導入が図られた。

今後の改善点

- バス乗り方教室の開催、学生フリー乗車券、小児運賃一律50円キャンペーン等PR等による、利用促進
- バスロケーションシステム、交通ICカードシステムの利用促進
- ノンステップバスの導入促進
- 通勤・通学や電車・離島航路との接続に配慮した適切なダイヤ改正等による利用促進
- 地域住民へのPR強化
- HP等を活用した情報発信
- 運転士不足解消に向けた取り組み
- 交通空白地域解消に向けた新たな公共交通の導入検討
- 今後も引き続き、計画どおりノンステップバスの導入を進める。

公共交通の利用促進の取組事例①

バスの乗り方教室（平生町立平生小学校）

【取組概要】

バスの利用促進と運転士不足解消に向けたPRを目的として、平生町立平生小学校において、2年生の全児童を対象とした、バスの乗り方教室を次のとおり開催。

- ・開催日時 令和7年10月16日 9時20分～11時10分（2・3校時）
- ・場所：平生町立平生小学校、防長交通㈱平生営業所
- ・内容：座学によるバスの乗り方教室（講師：中国運輸局山口運輸支局職員2名）
防長交通㈱の路線バスの乗車体験、車いす乗車体験（平生小⇄防長交通㈱平生営業所）
- ・対象：平生小学校2年生53名

バスの乗り方をみんなで学びました

10月16日に平生小学校2年生の児童を対象とした「バスの乗り方教室」が開催されました。

この取組は、安全な路線バスの利用促進と、バスの運転士不足の解消につなげることを目的として、平生町地域公共交通協議会（事務局：町役場地域振興課）が開催するもので、教室では、中国運輸局山口運輸支局の方からバスの乗り方や乗車時のルールやマナーなどについてのクイズや説明を受けた後、平生町の路線バス（防長交通株式会社）への乗降車や、車いすでの乗車体験が行われました。

児童たちは、車いすでの乗車体験時に、車いすの方が乗車しやすいように座席を折り畳むことができる仕組みや車体が昇降することに大変驚いていました。

また初めて知ったことも多くあったようで、児童たちの興味深そうな姿がとても印象的でした。



【今後の課題】

令和6年度に佐賀小学校の全児童を対象に実施し、今年度は平生小学校2年生の全児童を対象として実施した。平生小学校から、次年度以降も毎年開催の要望があった。次年度以降は、平生小学校において佐賀小学校の2年生も交えた交流事業として毎年実施することにより、継続的に子供たちへの意識啓発を実施することから、平生小学校における町内の全2年生を対象とした教室の開催を検討したい。

令和7年度 平生町における地域公共交通施策

公共交通の利用促進の取組事例②

ホームページやSNS等での利用促進PR

【取組概要】

平生町ホームページ内（に、「路線バスのご案内」のページを作成。路線バスの運行情報について、防長交通株式会社ホームページへのリンクを掲載した。また、町内のイベント告知チラシにおける公共交通利用促進や、バスの利用促進PR動画を町SNS（Facebook、Instagram）に掲載し、PRを行った。



【今後の課題】

SNSを活用したPRの実施により、幅広い世代への利用促進を呼びかける必要がある。

令和7年度 平生町における地域公共交通施策

運転士不足解消に向けた取組事例①

町内全世帯回覧板での運転士募集広報の実施

【取組概要】

町内全世帯回覧「お知らせ版」に運転士募集記事を掲載するとともに、防長交通㈱が作成した運転士募集リーフレットを回覧し、広報を実施した。

公共交通の活性化に向けたご協力をお願い ～地域の移動を支える「運転士」募集中～

平生町地域公共交通協議会（地域振興課）

町では、地域の生活交通の活性化を目的として、公共交通に関する事業者・行政機関・住民代表で構成する「平生町地域公共交通協議会」が中心となり、公共交通の利用促進に取り組んでいます。

現在、町内を運行する路線バスの運転士不足による運行体制の維持が課題となっており、地域の移動を支える運転士の募集を行っています。

また、タクシー運転士についても募集が行われております。地域の皆様の移動手段を守るため、ぜひ周囲の方へのお声かけやご関心のある方のご応募をお願いします。

バスの運転士募集の詳細は、別紙の募集リーフレットをご覧ください。

住民の皆様におかれましては、公共交通機関の積極的なご利用を、イベント等を企画される団体におかれましては、開催案内のリーフレット等において、公共交通の利用を呼びかけていただくことも公共交通活性化への大きな一歩となります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



◆問合せ先

【運転士の募集に関すること】

防長交通株式会社 総務部採用担当（TEL：0834-22-7801）

柳井三和交通株式会社（三和タクシー）・平生タクシー（TEL：22-1001）

【公共交通に関すること】

平生町地域公共交通協議会事務局（町役場地域振興課）（TEL：56-7120）



◎防長交通

運転士を募集しています

いつも、この街で、走り続ける。

「運転士」という仕事。

当社は「信頼されるバス」をモットーとし、地域のお客様に信頼され、愛される企業を目指します。山口県下最大の路線網を有する「バス会社の顔」として、私たちが地域社会に貢献しませんか？

採用サイトはこちら →

お気軽にエントリー・お問い合わせください

防長交通の「運転士」になるために

- 01. 大型二種免許を持っていないでも入社試験を受けます
- 02. 運転士体験会を随時開催し、採用前の不安を解消します
- 03. 大型二種免許取得に必要な基本教育料を当社が全額負担します

その他、詳しくは下記までお問い合わせください

防長交通株式会社
総務部採用担当
山口県周南市松原町7番9号
Tel: 0834-22-7801
E: info-saiyou@bochobus.co.jp

裏面「現役社員の声」も是非ご覧ください →

運転士募集リーフレット（防長交通㈱）

【今後の課題】

SNSを活用したPRの実施により、幅広い世代への利用促進を呼びかける必要がある。

平生町公共ライドシェア実証運行事業（案）

令和7年12月26日

00	本業務の背景
----	--------

① 業務の目的

平生町においては、交通空白地が多く、高齢者や交通弱者を中心に、日常生活に必要な移動手段の確保が重要な課題となっている。一方で、既存の公共交通については、運転手不足や利用者減少等により、将来的な維持が困難な状況にある。

このような背景を踏まえ、本事業では、自家用車等を活用したマッチング型の公共ライドシェアを導入し、町民の通院・買い物・外出等の日常移動を支援するとともに、来訪者の移動利便性向上にも資する新たな交通手段の可能性を検証する。

あわせて、AIを活用した配車システムを導入することで、限られた車両・人員を効率的に活用し、持続可能な地域公共交通モデルの構築を目的とする。

② 制度的枠組み

本事業は、「道路運送法第78条第2号『自家用有償旅客運送制度』」を活用し実施する。

- 自治体（平生町）が運営主体となり、登録を受けた住民ドライバーによる有償運送を実施する
- 二種免許は不要とし、自治体が定める基準・許可の範囲内で運行を行う
- 公共交通会議において必要な協議・合意を得た上で実証運行を行う

これにより、法令を遵守しつつ、地域実情に即した柔軟な運行が可能となる。

③ 運用制度

- 1. 利用者登録
 - a. スマートフォンアプリまたは電話による登録
 - b. 高齢者等への配慮として、窓口対応や紙ベースでの登録も併用する
- 2. ドライバー登録
 - a. 車両情報、運転歴、保険加入状況等を確認
 - b. 平生町が安全性を確認した上で委託事業者のもと登録・許可を行う
- 3. 車両登録
 - a. ドライバー所有の自家用車等を使用
 - b. 車検・保険・安全基準を満たす車両に限定する

01	運行概要
----	------

①ライドシェアとは

町民の皆様の町内・町外への移動に関する利便性を向上させ、
通院・お出かけ・お買い物等を、より気軽に行っていただくことを目的とした、
自家用車等を活用した乗り合い型の交通サービスである。
※町民以外の方（町外の方・観光客等）についても利用可能とする。

②運行内容

下記に現在の案をまとめております。

実施主体	平生町
運行区域	平生町内全域 及び 隣接する市町(発着のいずれかは平生町内)
乗降方式	ドアツードア方式
運行日	月～金曜日、土日祝日 ※年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く
運行時間	午前8時から午後8時まで (ただし、ドライバーの配置状況により利用時間帯は限定的となる)
利用者	制限なし
運賃	※ 未定
決済方法	現金、クレジット決済、QRコード決済(PayPay等)
利用方法	電話またはアプリケーションからの予約
ドライバー	40名程度(町内在住または町内在勤の21歳から70歳未満の方)
登録台数	40台程度(ドライバー所有の自家用車、交通事業者の車両)
運行台数	5～10台(1日あたり)
運行管理	町内交通事業者(業務委託)
実証運行開始日	令和8年10月1日
実証期間	令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

公共ライドシェア 予約・配車の流れ



町・交通事業者・ドライバーが連携し、安全かつ円滑な運行体制を構築する。

実施主体	平生町
運行管理業務	町内交通事業者（業務委託）
コールセンター業務	町内交通事業者（業務委託）
ドライバー	登録制（町内在住・在勤者）
配車・予約管理	AI 配車システムを活用（業務委託）

令和7年度	12月	事業設計
	12月～3月	関係者調整
令和8年度	4月	補助金申請
	5月	採択通知・交付申請
	5～6月	システム事業者の選定（プロポーザル）
	7～9月	システム構築・ドライバー募集・広報（約3ヶ月）
	10～2月	実証運行
	2月	効果検証・課題整理